

勝浦町地域防災計画
(資料編)

令和4年7月7日

目 次

[防災関係組織等]	1
○防災関係機関連絡先一覧	1
○危険物等取扱事業所	4
[災害・危険箇所関係]	5
○過去の主な災害	5
○保安林配備状況	11
○地すべり防止区域一覧	12
○地すべり危険箇所一覧	12
○急傾斜地崩壊危険区域一覧	13
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	14
○土石流危険渓流一覧	18
○土砂災害警戒区域等一覧	21
○砂防指定地一覧	25
○山地に起因する災害危険地区一覧	25
[通信関係]	27
○町防災行政無線設置状況	27
○災害時優先電話設置状況	28
○福祉避難所	28
[医療等関係]	29
○町内医療機関一覧	29
○救急病院等一覧	29
○救援物資集積場所	29
[消防・水防関係]	30
○重要水防区域	30
○町内雨量観測所一覧	30
○備蓄資器材保有状況	31
○水防上重要な樋門	31
○消防施設等の状況	32
○要配慮者利用施設等一覧	32
○勝浦町消防団の構成	33
[輸送・道路等関係]	34
○町内緊急輸送路	34
○災害対策用ヘリコプター降着場適地	34
○町有車両一覧	34
○主要道路交通途絶予想箇所	36
○荷重制限橋りょうの状況（橋長 15m以上）	36
○緊急通行車両の標章	36
○緊急通行車両確認証明書	37
[条例・協定等関係]	38
○徳島県市町村消防相互応援協定	38
○消防相互応援協定書	41
○消防相互応援協定書	43
○全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定書	45
○全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定書実施細目	47
○徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書	48

○徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定実施細目	50
○災害・事故等時の医療救護に関する協定書	52
○徳島県消防防災ヘリコプター応援協定書	54
○徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（抜粋）	56
○災害時における支援協力に関する協定書	61
○勝浦町防災会議条例	65
○勝浦町災害対策本部条例	67
[その他]	68
○町内指定文化財一覧	68
○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	70

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 町

機関名	所在地	電話番号
勝浦町役場	勝浦町大字久国字久保田 3	0885-42-2511 050-3438-7148 (IP)

2 県

機関名	所在地	電話番号 県ネットワーク無線
県危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課	徳島市万代町 1-1	088-621-2716 1(0)-211-7101 (衛星系)
県河川整備課	徳島市万代町 1-1	088-621-2570 1(0)-211-7400 (衛星系)
県砂防・気候防災課	徳島市万代町 1-1	088-621-2541 1(0)-211-2-2541 (衛星系)
東部県土整備局	徳島市南末広町 6-36	088-653-8811 1-361-2-1212
東部農林水産局	徳島市新蔵町 1-67	088-626-8511 1-361-2-8511
徳島保健所	徳島市新蔵町 3-80	088-652-5151 1-361-3-105
東部保健福祉局	徳島市新蔵町 1-67	088-652-1151 1-231-2-8710
正木ダム管理所	上勝町大字正木字藤ノ内 18-2	0885-45-0311

3 警察

機関名	所在地	電話番号
小松島警察署	小松島市日開野町字崎田 26	0885-32-0110
小松島警察署 横瀬駐在所	勝浦町大字棚野字西久保 19-4	0885-42-2049
小松島警察署 生比奈駐在所	勝浦町大字中角字東山 57-4	0885-42-3049

4 消防

機関名	所在地	電話番号 県ネットワーク無線
小松島市消防署	小松島市横須町 1-1	0885-33-1200 0-395-5

5 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号 県ネットワーク無線
中国四国農政局徳島県拠点	徳島市中昭和町 2-32	088-622-6131
四国森林管理局徳島森林管理署	徳島市川内町鶴島 239-1	088-637-1230
国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所	徳島市上吉野町 3-35	088-654-2211
徳島地方気象台	徳島市大和町 2-3-36	088-626-0676 1-221-3

6 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号 県ネットワーク無線
特定勝浦郵便局	勝浦町大字棚野字鍛冶地 10-1	0885-42-4210・2100 050-3438-9706(IP)
特定坂本郵便局	勝浦町大字坂本字宮平 1-10	0885-42-3344
特定生比奈郵便局	勝浦町中角字つい口 31-1	0885-42-3303
西日本電信電話株式会社徳島支店	徳島市西大工町 2丁目 5-1	088-602-1141
株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ四国徳島支店	徳島市北常三島町 1丁目 6番 1	088-626-1870
ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバン クモバイル株式会社	香川県高松市寿町 2丁目 2番地 7	087-825-1801
日本赤十字社徳島県支部	徳島市庄町 3-12-1	088-631-6000 1-388-3
日本放送協会徳島放送局	徳島市寺島本町東 1-28	088-626-5970 1-372-3
日本通運株式会社徳島支店	徳島市寺島本町西 1-7	088-652-0202
福山通運株式会社徳島支店	北島町北村鍋井 3-7	088-698-2271
佐川急便株式会社徳島店	松茂町満穂字満穂開拓 151-6	088-699-5500
ヤマト運輸株式会社徳島主管支 店	松茂町中喜来字福有開拓 308-19	088-699-6263
四国西濃運輸株式会社徳島支店	北島町鯛浜字中須 4-2	088-698-2631
四国電力株式会社徳島支店	徳島市寺島本町東 2-29	088-622-7121

7 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号 県ネットワーク無線
四国放送株式会社	徳島市中徳島町 2-5-2	088-623-1119 1-373-3
一般社団法人徳島新聞社	徳島市中徳島町 2-5-2	088-655-7206
株式会社エフエム徳島	徳島市幸町 1-6	088-656-2111 1-375-3
一般社団法人徳島県バス協会	徳島市応神町応神産業団地 1-6	088-641-3617
一般社団法人徳島県トラック協会	徳島市北田宮 2-14-50	088-632-8810
一般社団法人徳島県医師会	徳島市幸町 3-61	088-622-0264
一般社団法人徳島県エルピーガス協会	徳島市川内町平石住吉 209-5	088-665-7705
社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター 3F	088-654-4461
公益社団法人徳島県看護協会	徳島市北田宮 1丁目 329-18	088-631-5544
一般社団法人徳島県助産師会	小松島市中田町内開 33-4	0885-32-6863
一般社団法人徳島県歯科医師会	徳島市北田宮 1-8-65	088-631-3977

8 自衛隊

機関名	所在地	電話番号 県ネットワーク無線
陸上自衛隊第 14 旅団	香川県善通寺市南町 2-1-1	0877-62-2311 0-037-466-504
海上自衛隊徳島教育航空群	松茂町住吉字住吉開拓 38	088-699-5111 1-355-3
海上自衛隊第 24 航空隊	小松島市和田島町字洲端 4-3	0885-37-2111 1-397-3
自衛隊徳島地方協力本部	徳島市万代町 3丁目 5	088-623-2220～ 2222・2215

9 公共的団体等

機関名	所在地	電話番号
小松島市医師会	小松島市金磯町 10-19	0885-33-1211
J A 東とくしま 勝浦統括支所	勝浦町大字三溪字下川原 19-1	0885-42-2521 050-3438-9400 (IP)
勝浦川漁業共同組合	勝浦町大字中角字東 57-5	0885-42-3059
徳島中央森林組合勝浦郡支所	上勝町大字正木字作り道 40-3	0885-44-5001
勝浦町社会福祉協議会	勝浦町大字久国字久保田 3	0885-42-4652

○ 危険物等取扱事業所

事業所名	住所	電話番号	取扱物
(株)ナカテツ 徳島工場	勝浦町大字沼江字 大原 5-11	0885-42-3281	窒素、液化石油ガス
キンキサイン(株) 徳島工場	勝浦町大字生名字 屋敷 5	0885-42-1231	第4類 第3石油類

〔災害・危険箇所関係〕

○ 過去の主な災害

(1) 水害

水害の 発生年月日	名称	種類	被害状況
1673（寛文13）年 9月13日		洪水	坂本村長福寺前から 与川内村まで浸水
1689（元禄2）年 8月		洪水	勝浦川洪水
1843（天保14）年 7月7日	七夕水	洪水	沼江村今山慈林寺の 裏山が崩壊、慈林寺 倒壊、圧死者出る。
1849（喜永2）年 7月10日	酉の水、阿呆水	洪水	勝浦川大洪水
1892（明治25）年 7月23日		洪水	福原村田野々の又山 崩壊、棚野村の三溪 字上川原堤防、豊毛 本堤防、天狗嶽井堰 決壊、立川道路・檜 渕道路等75箇所決壊
1897（明治30）年		暴風雨	棚野村久国字原で道 路2箇所、三溪字檜 渕道路、定岡道路決 壊、生比奈村生名・ 中角堤防決壊
1899（明治32）年 9月8日		洪水	三溪字上川原堤防、 坂本字大伏尾・繁 野・平野、三溪字市 之江・日浦道路等76 箇所決壊
1912（大正1）年 9月22日		暴風雨	勝浦川増水、堤上5 尺以上
10月2日		暴風雨	勝浦川増水、堤下1 尺
1915（大正4）年 9月8日		暴風雨	稲作白穂に
1918（大正7）年 8月29～30日		暴風雨	県道9箇所、その他 の道路14箇所決壊、 橋流出8、堤防決壊 2箇所、流失家屋 1、倒壊家屋18、半

			壊家屋 18、床上浸水 92、床下浸水 40
1921 (大正 10) 年 7月 13 日		暴風雨	沼江字長尾山崩壊
1922 (大正 11) 年 7月 13 日		暴風雨	勝浦川増水し堤上に及ぶ。
1928 (昭和 3) 年 8月 18～19 日		暴風雨	沼江字車ノ口の家屋浸水
8月 30 日		暴風雨	横瀬橋流失
9月 12 日		増水	勝浦川増水、死者 1 人
1931 (昭和 6) 年 9月 26 日		暴風雨	勝浦川増水堤下 2 尺、生比奈村の中角堰決壊
1934 (昭和 9) 年 9月 21 日	室戸台風	台風	生比奈村の家屋 80% が被害、金毘羅神社流出、農作物 30% 減収
1935 (昭和 10) 年 6月 27 日		暴風雨	勝浦川増水、砂利水田に混入、新築中の生比奈小学校舎倒壊
1938 (昭和 13) 年 7月 4 日		暴風雨	勝浦川増水、たばこ葉の被害大
9月 5 日		台風	死者 1 人、半壊家屋 1、床上浸水 37
1941 (昭和 16) 年 7月 25 日		暴風雨	勝浦川増水氾濫、たばこ葉に被害
8月 15 日		暴風雨	勝浦川増水氾濫
1943 (昭和 18) 年 6月 14 日		暴風雨	暴風雨、麦作流される。
1943 (昭和 18) 年 9月 20～21 日		暴風雨	勝浦川氾濫、晩稲作白穂化し農作物の被害甚大
1949 (昭和 24) 年 8月 18 日	ジュディス台風	台風	中角堤 120m 決壊
1950 (昭和 25) 年 9月 3 日 9月 12～13 日	ジェーン台風 キジア台風	台風	横瀬町一死者 5 人、流失家屋 22、倒壊家屋 17、半壊家屋 19、床上浸水 270、床下

			浸水 355、堤防決壊 3、橋梁流失 56 等 生比奈村一全壊家屋 20、半壊家屋 34、床上浸水 340、床下浸水 200、堤防決壊 8、橋梁流失 48 等
1964 (昭和 39) 年 9 月 24 日	台風 6 号	台風	横瀬中学校体育館屋根飛ぶ、倒壊家屋 3
1965 (昭和 40) 年 9 月 10 日	台風 23 号	台風	全壊家屋 3、半壊家屋 13、床上浸水 30、床下浸水 93
9 月 14 日		集中豪雨	全壊家屋 2、半壊家屋 4、床上浸水 36、みかん園被害
1968 (昭和 43) 年 2 月 15 日		大雪	
1968 (昭和 43) 年 7 月	台風 4 号	台風	道路 7 箇所、河川 14 箇所、田、畑、人家被害
9 月 26 日		集中豪雨	平地部冠水
1969 (昭和 44) 年 8 月	台風 9 号	台風	床上浸水 11、田・畑冠水 85ha、道路 18 箇所、河川 8 箇所被害
1970 (昭和 45) 年 8 月	台風 10 号	台風	床上浸水 8
1971 (昭和 46) 年 8 月	台風 23 号	台風	床上浸水 26
1972 (昭和 47) 年 9 月 16 日	台風 20 号	台風	死者 1 人、床下浸水 25、道路、河川、がけくずれ、田、畑被害
1974 (昭和 49) 年 6 月 4 日		集中豪雨	床上浸水 7、床下浸水 30、橋 2 箇所流失、1 箇所破損、県道不通 5 箇所、堤防、護岸決壊流失 5 箇所
6 月 30 日	台風 8 号	台風	日浦山が幅 30m にわたり崩壊
8 月 26 日	台風 16 号	台風	

1975（昭和50）年 8月17日	台風5号	台風	
8月23日	台風6号	台風	
1976（昭和51）年 9月8日	台風17号	台風	町道与川内中道線、 大伏尾谷川の崩壊等
1979（昭和54）年 9月30日	台風16号	台風	
10月18日	台風20号	台風	
1980（昭和55）年 9月11日	台風13号	台風	
1981（昭和56）年 2月25日		寒波	
1983（昭和58）年 9月28日	台風10号	台風	
1987（昭和62）年 10月16日	台風19号	台風	
1990（平成2）年 9月16～20日	台風19号	台風	
1993（平成5）年 7月26～28日	台風5号	台風	
7月29日	台風6号	台風	
8月8～10日	台風7号	台風	
1994（平成6）年 9月28～30日	台風26号	台風	
1997（平成9）年 9月16日	台風19号	台風	
1998（平成10）年 9月22日	台風7号	台風	
10月18日	台風10号	台風	
2001（平成13）年 8月21日	台風11号	台風	
2003（平成15）年 5月31日	台風4号	台風	
8月8日	台風10号	台風	
2004（平成16年） 7月31日	台風10号	台風	
8月17日～23日	台風15号・17号	台風	
8月5日～6日	台風11号	台風	
10月20日	台風23号	台風	
2005（平成17年） 9月6日	台風14号	台風	

2007 (平成 19 年) 7 月 12 日～15 日	台風 4 号	台風	
2008 (平成 20 年) 6 月 26 日～29 日	梅雨前線	大雨	
2009 (平成 21 年) 8 月 9 日～10 日	台風 9 号	台風	
2011 (平成 23 年) 7 月 18 日～21 日	台風 6 号	台風	
9 月 1 日～4 日	台風 12 号	台風	
9 月 19 日～21 日	台風 15 号	台風	
2014 (平成 26 年) 8 月 1 日～4 日	台風 12 号	台風	
8 月 8 日～10 日	台風 11 号	台風	避難指示 1807 世帯 4843 人
10 月 13 日	台風 19 号	台風	

(2) 山林火災

火災発生年月日	火災発生場所	火災の程度と被害
1907 (明治 40) 年	生比奈村山林	薪炭材山林 25 段焼失、損害 600 円
1911 (明治 44) 年 4 月 1 日	生名字鷲ヶ尾 17	松雑木林 6 段 9 畝焼失、損害 15 円
	生名字鷲ヶ尾 2	松雑木林 7 段 3 畝余焼失、損害 20 円
	生名字鷲ヶ尾 3	松雑木林 2 町 8 段歩焼失、損害 30 円
4 月 17 日	沼江字平石 1	雑木林 6 町 2 段 7 畝焼失、損害 50 円
1918 (大正 7) 年 1 月 16 日	沼江字高屋	16 日正午出火、同 17 日午前 1 時鎮火、失火、15 町歩焼失出場消防手 600 人、損害 70 万円
3 月 24 日	大字沼江字大原	大野共有山林へ火入中 24 日午前 11 時出火、字大原、銚子ノ口へ類焼、午後 5 時鎮火、30 町歩焼失、損害 1,000 万円、出場消防手 400 人
1924 (大正 13) 年 2 月 21 日	沼江字広野	山林 2 段歩焼失、ただし開墾のため松木など搬出ずみで損害なし
1927 (昭和 2) 年 4 月 19 日	三溪中山東山	仏石から焼野までを焼失

1934 (昭和9) 年 4 月 26 日	中角字前山	大上山山林 1 町歩焼失、12 時出火 2 時鎮火
1941 (昭和 16) 年 3 月 28 日	沼江字花谷	沼江及び楠根山一帯の山林 2 町歩焼失、損害 3,000 円
1943 (昭和 18) 年 3 月 16 日	沼江字石原	山林 30 町歩焼失、当年度県下最大の山火事となる
1959 (昭和 34) 年 年中		山林火災 5 件、損害軽微
1965 (昭和 40) 年 年中		山火事 3 件
1966 (昭和 41) 年 2 月 3 日	坂本	黄檗の雑木林 3,000 m ² 焼失
1968 (昭和 43) 年 1 月 23 日	大字沼江字長尾	雑木林 1,000 m ² 焼失
1969 (昭和 44) 年 年中		山林 1,118 m ² 焼失
1970 (昭和 45) 年 2 月 17 日	今山	山林火災 一部
1971 (昭和 46) 年 3 月 26 日	沼江	山林火災 部分
4 月 11 日	星谷	山林火災 部分
1976 (昭和 51) 年 4 月 2 日	沼江	山林 18,000 m ² 焼失
4 月 19 日	坂本	山林火災
1977 (昭和 52) 年 1 月 4 日	与川内	山林 3,000 m ² 焼失
4 月 30 日	坂本	山林火災 200 m ²
4 月 30 日	棚野	山林火災 一部
1979 (昭和 54) 年 8 月 11 日	沼江	山林火災 一部
1983 (昭和 58) 年 1 月 31 日	沼江	山林火災
1986 (昭和 61) 年 2 月 2 日	坂本	山林火災 一部
3 月 6 日	石原	山林火災 一部
1989 (平成元) 年 3 月 20 日	横瀬	山林火災 一部
1990 (平成 2) 年 1 月 7 日	横瀬	山林火災 一部
12 月 24 日	今山	山林火災 一部
1992 (平成 4) 年 10 月 22 日	今山	山林火災 半焼
1994 (平成 6) 年 2 月 25 日	掛谷	山林火災 半焼
10 月 9 日	横瀬	竹林 一部
1996 (平成 8) 年 3 月 14 日	与川内	山林 一部
4 月 27 日	沼江	山林火災 10,000 m ²
5 月 19 日	横瀬立川	山林
5 月 28 日	大字棚野字口立川	山林 143,000 m ²
2004 (平成 16) 年 3 月 17 日	今山	山林 一部
2005 (平成 17) 年 6 月 13 日	今山	河川敷 750 m ²
2010 (平成 22) 年 5 月 6 日	石原	山林 一部
2022 (令和 4) 年 1 月 22 日	坂本	雑木
2022 (令和 4) 年 1 月 29 日	坂本	山林火災 4,000m ²

(3) かんばつ

災害の発生年月日	被害状況
1894 (明治 27) 年	
1913 (大正 2) 年 6 月 25 日～8 月 21 日	60 日間の大かんばつ、水田に亀裂
1926 (大正 15) 年 7 月 7 日～9 月 3 日	58 日間の大かんばつ、山田に亀裂
1927 (昭和 2) 年 7 月 3 日～8 月 1 日	30 日間のかんばつ、山田に亀裂
1939 (昭和 14) 年 7 月 5 日～8 月 9 日	35 日間の大かんばつ
1942 (昭和 17) 年 7 月～8 月	30 日間のかんばつ
1943 (昭和 18) 年 5 月	1 か月のかんばつ、麦枯れる。

(注) 資料は、勝浦町前史・後史による。

○ 保安林配備状況
(民有保安林配備現況)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

		水源のかん養保安林		土砂流出保安林、土砂崩壊防備保安林		その他の防災保安林		合 計	
		箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
徳島	勝浦町	9	1,614	23	59	—	—	32	1,673

(国有保安林配備状況)

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

		水源のかん養保安林		土砂流出保安林		国有 (ha)	官有 (ha)	合 計
		国有 (ha)	官有 (ha)	国有 (ha)	官有 (ha)			
徳島	勝浦町		2	—	—	0	2	2

○ 地すべり防止区域一覧

(令和2年3月31日現在)

地名	所在地		告示年月日	告示番号	告示面積 (ha)	備考
	町	大字				
中角	勝浦町		S36.08.26	1887	134.80	
生名	〃		S36.08.26	1887	279.40	
掛谷	〃		S36.08.26	1887	246.90	
坂本	〃		S36.08.26	1887	108.40	
坂本(追加)	〃		H04.03.12	603	128.30	
立川	〃		S37.10.17	2655	70.20	
石原	〃		S37.10.17	2655	134.70	
内谷	〃		S38.02.26	276	58.40	
三溪	〃		S38.02.26	276	58.30	
黒岩	〃		S38.02.26	276	53.50	
星谷	〃		S38.02.26	276	145.80	
中の倉	〃		S43.01.29	72	14.15	
今山	〃		S47.11.06	1862	64.60	

○ 地すべり危険箇所一覧

1 国土交通省所管

(令和2年3月31日現在)

箇所名	河川名			位置		面積(ha)
	水系名	幹川名	溪流名	町	大字	
黄檗	勝浦川	勝浦川	黄檗川	勝浦	坂本	17.3

2 農林水産省農村振興局所管

(令和2年3月31日現在)

地区名	1/2.5万 地形図名	所在地		崩壊危険地の概要	
		大字	字	面積(ha)	農業用施設
与川内	阿波三溪	三溪	陽地他3	78.5	農道
横瀬立川	阿井	三溪	立川 他1町1字	53.5	農道・水路
中小家	阿井	棚野	口立川	48.0	農道

○ 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(令和2年3月31日現在)

地名	所在地			告示年月日	告示番号	指定面積(ha)		
	町	大字	字			水平面積	斜面面積	家屋(戸)
今山(1)	勝浦	沼江	山路、高開	S 49. 3. 26	172	1. 77	2. 21	16
今山(2)	〃	〃	〃	S 49. 3. 26	172	1. 70	1. 92	10
檜渕	〃	三溪	檜渕	H 23. 3. 24	165	1. 40	2. 09	18
三溪	〃	三溪	定岡	H 13. 3. 27	1238	2. 07	2. 40	20
坂本	〃	坂本	坂本	S 49. 3. 26	172	1. 80	2. 28	19
坂本 (追加)	〃	〃	〃	H 4. 3. 31	235	0. 77	0. 95	12
与川内	〃	三溪	日浦	S 52. 3. 4	151	1. 10	1. 25	10
与川内 (追加)	〃	〃	〃	H 11. 2. 5	71	0. 18	0. 20	1
市の江	〃	〃	市ノ江	S 56. 2. 13	119	0. 78	0. 97	12
市の江 (追加)	〃	〃	〃	H 5. 9. 17	731	2. 06	2. 46	20
坂本	〃	坂本	坂本、宮平	S 63. 11. 8	755	1. 33	1. 70	18
西山	〃	中角	西山、研谷	S 63. 11. 8	755	1. 86	2. 24	15
中角	〃	沼江、中角	中筋、西岡、東山、豊田	S 63. 11. 8	755	8. 37	11. 07	65
中角 (追加)	〃	中角	前山	H 8. 6. 25	395	2. 11	2. 49	10
山下	〃	星谷	山下	H 2. 2. 6	98	3. 18	3. 35	24
山下 (追加)	〃	〃	猪畜谷、大明神	H 7. 3. 27	232	1. 51	1. 84	5
西谷	〃	沼江	西谷	H 5. 1. 19	28	1. 74	2. 05	11

○ 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

定義

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）

（令和2年3月31日現在）

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置		
			町	大字	小字
1255	自然斜面	折宇(1)	勝浦町	沼江	折宇
1256	〃	山路(2)	〃	〃	山路
1257	〃	今山(3)	〃	〃	山路
1258	〃	今山(1)	〃	〃	高開、山路
1259	〃	今山(2)	〃	〃	高開、山路、柳久保
1260	〃	西谷	〃	〃	西谷
1261	〃	西谷(2)	〃	〃	西谷
1262	〃	四国谷	〃	〃	四国谷
1263 1264	〃	黒岩東	〃	〃	黒岩
1264	〃	黒岩東	〃	〃	黒岩
1265	〃	黒岩(1)	〃	〃	黒岩
1266	〃	並松	〃	〃	並松
1267	〃	平間(1)	〃	〃	平間
1268	〃	神谷	〃	〃	神谷
1269	〃	森	〃	〃	〃
1270	〃	西山	〃	中角	西山、研谷
1271	〃	中角	〃	中角、沼江	豊田、東山、西岡、中筋、前山
1272	〃	宮原	〃	沼江、星谷	平間、宮原
1273	〃	大明神	〃	星谷	大明神
1274	〃	山下	〃	〃	山下、大明神
1275	〃	中山	〃	三溪	中山
1276	〃	溝内	〃	〃	溝内

1277	//	倉瀬	//	//	倉瀬
1278	//	檜渕	//	//	檜渕
1279	//	三溪	//	//	定岡
1280	//	市の江	//	//	市の江
1281	//	与川内	//	//	与川内
1282	//	西谷	//	//	西谷
1283	//	平山	//	//	平山
1284	//	平(1)	//	//	平
1285	//	繁野	//	坂本	繁野
1286	//	久良田	//	//	久良田
1287	//	久保の内	//	//	久保の内
1288	//	日浦	//	//	日浦
1289	//	坂本	//	//	坂本、宮平
1290	//	坂本	//	//	坂本
1291	//	稲原	//	//	稲原
1292	//	松の本	//	棚野	松の本
1293	//	野口	//	生名	北

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

(令和2年3月31日現在)

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置		
			町	大字	小字
4770	自然斜面	石原	勝浦町	沼江	石原
4771	//	石原(2)	//	//	//
4772	//	石原(3)	//	//	//
4773	//	石原(4)	//	//	//
4774	//	北谷(1)	//	//	北谷
4775	//	北谷(2)	//	//	//
4776	//	花紫壠(1)	//	//	花紫壠
4777	//	花紫壠(2)	//	//	//
4778	//	萩ノ谷	//	//	萩ノ谷
4779	//	西谷(3)	//	//	西谷
4780	//	西谷(4)	//	//	//
4781	//	山路(2)	//	//	山路
4782	//	折宇(2)	//	//	折宇
4783	//	折宇(3)	//	//	//
4784	//	折宇(4)	//	//	//
4785	//	長田	//	//	長田
4786	//	天川(1)	//	//	天川
4787	//	天川(2)	//	//	//
4788	//	天川(3)	//	//	//
4789	//	一楽	//	//	一楽
4790	//	叶原	//	//	叶原
4791	//	中山(1)	//	//	中山
4792	//	中山(2)	//	//	中山
4793	//	平間(2)	//	//	平間
4794	//	黒岩(2)	//	//	黒岩
4795	//	黒岩(1)	//	//	//
4796	//	しゃぶしゃぶ谷	//	//	しゃぶしゃぶ谷

4797	"	大屋敷	"	"	大屋敷
4798	"	日浦(2)	"	坂本	日浦
4799	"	日浦(3)	"	"	"
4800	"	日浦(4)	"	"	"
4801	"	日浦(5)	"	"	"
4802	"	宝田(1)	"	"	宝田
4803	"	宝田(2)	"	"	"
4804	"	宝田(3)	"	"	"
4805	"	宝田(4)	"	"	"
4806	"	中谷	"	"	中谷
4807	"	旭谷(1)	"	"	旭谷
4808	"	旭谷(2)	"	"	"
4809	"	岡西(1)	"	"	岡西
4810	"	岡西(2)	"	"	"
4811	"	東谷(1)	"	"	東谷
4812	"	東谷(2)	"	"	"
4813	"	東谷(3)	"	"	"
4814	"	旭(1)	"	"	旭
4815	"	旭(2)	"	"	"
4816	"	旭(3)	"	"	"
4817	"	中野(1)	"	"	中野
4818	"	中野(2)	"	"	"
4819	"	西平	"	"	西平
4820	"	宮平(1)	"	"	宮平
4821	"	宮平(2)	"	"	"
4822	"	宮平(3)	"	"	"
4823	"	生実(1)	"	"	生実
4824	"	生実(2)	"	"	"
4825	"	生実(3)	"	"	"
4826	"	生実(4)	"	"	"
4827	"	稲原(2)	"	"	稲原
4828	"	稲原(3)	"	"	"
4829	"	大平(1)	"	"	大平
4830	"	大平(2)	"	"	"
4831	"	東平	"	"	東平
4832	"	久保	"	"	久保
4833	"	上寺	"	"	上寺
4834	"	栄田(1)	"	"	栄田
4835	"	栄田(2)	"	"	"
4836	"	栄田(3)	"	"	"
4837	"	栄田(4)	"	"	"
4838	"	平野(1)	"	"	平野
4839	"	平野(2)	"	"	"
4840	"	平野(3)	"	"	"
4841	"	川南	"	"	川南
4842	"	繁野(2)	"	"	繁野
4843	"	大伏尾	"	"	大伏尾
4844	"	中尾(1)	"	"	中尾
4845	"	中尾(2)	"	"	"
4846	"	中尾(3)	"	"	"
4847	"	稼勢(1)	"	"	稼勢
4848	"	稼勢(2)	"	"	"
4849	"	小栗須	"	三溪	小栗須
4850	"	林(1)	"	"	林

4851	"	林(2)	"	"	"
4852	"	林(3)	"	"	"
4853	"	入道谷	"	"	入道谷
4854	"	太良尾(1)	"	"	太良尾
4855	"	太良尾(2)	"	"	"
4856	"	太良尾(3)	"	"	"
4857	"	寺谷(1)	"	"	寺谷
4858	"	寺谷(2)	"	"	"
4859	"	寺谷(3)	"	"	"
4860	"	神谷(1)	"	"	神谷
4861	"	神谷(2)	"	"	神谷
4862	"	中山(2)	"	"	中山
4863	"	東浦(1)	"	"	東浦
4864	"	上羽瀬(1)	"	"	上羽瀬
4865	"	寒山	"	"	寒山
4866	"	東浦(2)	"	"	東浦
4867	"	甫坂(1)	"	"	甫坂
4868	"	甫坂(2)	"	"	"
4869	"	中ノ倉(1)	"	"	中ノ倉
4870	"	中ノ倉(2)	"	"	"
4871	"	橘(1)	"	"	橘
4872	"	橘(2)	"	"	"
4873	"	立棒(1)	"	"	立棒
4874	"	立棒(2)	"	"	"
4875	"	立棒(3)	"	"	"
4876	"	立棒(4)	"	"	"
4877	"	西谷(2)	"	"	西谷
4878	"	西谷(3)	"	"	"
4879	"	西谷(4)	"	"	"
4880	"	西谷(5)	"	"	"
4881	"	西谷(6)	"	"	"
4882	"	西岡(7)	"	"	西岡
4883	"	西岡(8)	"	"	"
4884	"	西岡(9)	"	"	"
4885	"	西岡(10)	"	"	"
4886	"	上小川	"	"	上小川
4887	"	市の江(2)	"	"	市の江
4888	"	市の江(3)	"	"	"
4889	"	小川(1)	"	"	小川
4890	"	小川(2)	"	"	"
4891	"	小川(3)	"	"	"
4892	"	高屋(1)	"	"	高屋
4893	"	高屋(2)	"	"	"
4894	"	古川(1)	"	"	古川
4895	"	古川(2)	"	"	"
4896	"	名田(1)	"	"	名田
4897	"	名田(2)	"	"	"
4898	"	名田(3)	"	"	"
4899	"	神谷	"	"	神谷
4900	"	檜渕	"	"	檜渕
4901	"	中村(1)	"	"	中村
4902	"	中村(2)	"	"	"
4903	"	平(2)	"	"	平
4904	"	平(3)	"	"	"

4905	〃	栗城	〃	〃	栗城
4906	〃	三ヶ月田(1)	〃	〃	三ヶ月田
4907	〃	三ヶ月田(2)	〃	〃	〃
4908	〃	西婆羅尾	〃	〃	西婆羅尾
4909	〃	立川	〃	〃	立川
4910	〃	中奥(1)	〃	星谷	中奥
4911	〃	中奥(2)	〃	〃	〃
4912	〃	中奥(3)	〃	〃	〃
4913	〃	中奥(4)	〃	〃	〃
4914	〃	野田尾	〃	〃	野田尾
4915	〃	二ツ森谷	〃	〃	二ツ森谷
4916	〃	佃	〃	中角	佃
4917	〃	西山(2)	〃	〃	西山
4918	〃	石倉	〃	棚野	石倉
4919	〃	畑田	〃	〃	畑田
4920	〃	中立川(1)	〃	〃	中立川
4921	〃	中立川(2)	〃	〃	〃
4922	〃	中立川(3)	〃	〃	〃
4923	〃	中立川(4)	〃	〃	〃
4924	〃	中立川(5)	〃	〃	〃
4925	〃	中立川(6)	〃	〃	〃
4926	〃	口立川(1)	〃	〃	口立川
4927	〃	口立川(2)	〃	〃	〃
4928	〃	都井谷	〃	〃	都井谷
4929	〃	高階	〃	〃	高階
4930	〃	中瀬	〃	〃	中瀬
4931	〃	大谷	〃	〃	大谷
4932	〃	奥立川(1)	〃	〃	奥立川
4933	〃	奥立川(2)	〃	〃	〃
4934	〃	平野	〃	生名	平野
4935	〃	坊ヶ谷	〃	〃	坊ヶ谷
4936	〃	石垣(1)	〃	〃	石垣
4937	〃	石垣(2)	〃	〃	〃
4938	〃	石垣(3)	〃	〃	〃
4939	〃	山の神	〃	〃	山の神
4940	〃	東(1)	〃	〃	東
4941	〃	東(2)	〃	〃	〃
4942	〃	山下	〃	〃	山下

○ 土石流危険渓流一覧

定義

土石流危険渓流Ⅰ 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流

土石流危険渓流Ⅱ 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流

(土石流危険溪流Ⅰ)

(令和2年3月31日現在)

水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概要	
			町・字		溪流長 km	流域面積 km ²
勝浦川	立川	立川中央谷	勝浦町	棚野	0.50	0.28
〃	黄檗川	黄檗川	〃	稲原	0.94	0.38
〃	〃	黄檗谷	〃	稲原	0.10	0.04
〃	勝浦川	棚野谷	〃	都井谷	1.27	0.55
〃	坂本川	坂本川	〃	日浦	1.40	1.56
〃	〃	松尾谷	〃	宮平	1.53	0.61
〃	〃	坂本川支流	〃	上寺	0.11	0.06
〃	〃	坂本寺谷	〃	上寺	0.15	0.06
〃	〃	イノク谷	〃	平野	0.13	0.06
〃	〃	内谷川	〃	中谷	1.54	0.77
〃	〃	岡田谷	〃	岡田	0.27	0.11
〃	〃	内谷向谷	〃	繁野	0.23	0.09
〃	〃	旭谷川	〃	旭	1.33	0.68
〃	〃	東谷川	〃	小栗須	0.87	0.67
〃	沼谷川	沼谷川支流	〃	西谷	0.14	0.08
〃	〃	沼谷川	〃	林	2.38	2.97
〃	〃	寺谷谷	〃	宮平	0.23	0.15
〃	坂本川	三溪一号谷	〃	市の江	0.11	0.05
〃	〃	三溪二号谷	〃	〃	0.13	0.03
〃	〃	三溪三号谷	〃	定岡	0.47	0.49
〃	神谷川	神谷川	〃	名田	1.31	0.62
〃	勝浦川	楮谷川	〃	楮谷	0.17	0.02
〃	坊ヶ谷川	坊ヶ谷川支流	〃	平野	0.66	0.34
〃	勝浦川	小谷	〃	大明神	0.18	0.01
〃	坊ヶ谷川	坊ヶ谷川	〃	御所	0.36	0.38
〃	勝浦川	猪蓄谷	〃	大明神	0.26	0.22
〃	岩尾谷川	木尾谷	〃	二ツ森谷	0.44	0.32
〃	生名谷川	生名谷	〃	石垣	1.36	0.86
〃	〃	山の神谷	〃	山の神	0.33	0.11
〃	〃	生名東谷	〃	東	0.41	0.18
〃	〃	中角谷	〃	中角	0.82	0.41
〃	勝浦川	二ツ森谷	〃	平間	0.06	0.04
〃	〃	研谷川支流	〃	西山	0.23	0.11
〃	〃	中角谷	〃	平山	0.31	0.06
〃	〃	研谷川	〃	大藪	0.38	0.40
〃	〃	並松谷	〃	黒岩	0.78	0.33
〃	〃	黒岩谷	〃	〃	0.15	0.03
〃	〃	前山谷	〃	豊田	0.53	0.39
〃	〃	西谷川	〃	西谷	1.30	1.29
〃	西谷川	西谷下谷	〃	〃	0.00	0.02
〃	勝浦川	掛谷川支流	〃	西岡	0.23	0.07
〃	〃	尾畠谷	〃	山路	0.05	0.01
〃	〃	今山谷	〃	〃	0.38	0.07
〃	〃	尾畠上谷	〃	〃	0.48	0.15
〃	〃	西岡谷	〃	西岡	0.23	0.22
〃	〃	ふうの谷	〃	今山	0.35	0.09
〃	〃	寺の谷	〃	〃	0.67	0.24
〃	〃	夫婦松谷	〃	中筋	0.09	0.11
〃	〃	掛谷	〃	山田	0.57	0.70

〃	〃	掛谷川	〃	寺岡	0.60	0.72
〃	〃	大屋敷谷	〃	大屋敷	0.48	0.20
〃	本沼江谷川	大原谷	〃	大原	0.26	0.20
〃	〃	天川谷	〃	天川	0.21	0.20
〃	〃	北谷	〃	北谷	0.35	0.13
〃	〃	沼江谷	〃	〃	0.28	0.10
〃	〃	石原中の谷	〃	〃	0.45	0.15

(土石流危険溪流Ⅱ)

(令和2年3月31日現在)

水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概要	
			町・字		溪流長 km	流域面積 km ²
勝浦川	黄檗川	生実谷	勝浦町	生実	0.15	0.05
〃	沼谷川	西岡谷	〃	西岡	0.17	0.19
〃	坂本川	日ノ浦一号谷	〃	日ノ浦	0.11	0.04
〃	坂本川	日ノ浦二号谷	〃	日ノ浦	0.05	0.03
〃	坂本川	日ノ浦五号谷	〃	日ノ浦	0.14	0.02
〃	坂本川	日ノ浦四号谷	〃	日ノ浦	0.07	0.02
〃	岩尾谷川	岩尾谷川	〃	二ツ森谷	1.79	2.77
〃	生名谷川	山下谷	〃	山下	0.16	0.05
〃	勝浦川	しゃしゃぶ谷川	〃	しゃしゃぶ谷	0.24	0.15
〃	〃	黒岩東谷	〃	黒岩	0.12	0.02
〃	〃	今山谷川支流	〃	西谷	0.07	0.01
〃	〃	山路谷	〃	山路	0.20	0.06
〃	〃	折宇谷	〃	折宇	0.11	0.04

○ 土砂災害警戒区域等一覧
(急傾斜地の崩壊)

所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象	特別警戒区域指定の有無	告示	
					年月日	番号
町	大字・字					
勝浦町	大字沼江字大屋敷	長田	急傾斜地の崩壊	無	H26. 3. 28	202
〃	大字沼江字天川、橋谷	天川 (1)	〃	有	〃	203
〃	大字沼江字天川、大原	天川 (2)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字大原、中山	天川 (3)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字橋谷、一楽	一楽	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字寺ノ岡	大屋敷	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字高開、山路	今山 (1)	〃	有	H22. 6. 17	364
〃	大字沼江字山路	今山 (2)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字山路	今山 (3)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字山路	山路 (1)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字山路	山路 (2)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字折宇	折宇 (1)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字折宇	折宇 (2)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字折宇	折宇 (3)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字折宇	折宇 (4)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字黒岩	四国谷	〃	有	H21. 5. 20	311
〃	大字沼江字並松	並松	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字黒岩	黒岩 (1)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字黒岩	黒岩 (2)	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字黒岩	黒岩東	〃	有	〃	〃
〃	大字沼江字平間	平間 (1)	〃	無	H22. 6. 17	362
〃	大字沼江字平間	平間 (2)	〃	有	H22. 6. 17	362
〃	大字沼江字しゃしゃぶ谷	しゃしゃぶ谷	〃	有	H22. 6. 17	362
〃	大字沼江字神谷	沼江神谷 (1)	〃	有	H28. 3. 31	230
〃	大字沼江字神谷、石原、家台	沼江神谷 (2)	〃	有	H28. 3. 31	230

〃	大字沼江字 神谷、石原	石原（3）	〃	有	H28. 3. 31	230
〃	大字三溪字 檜淵	檜淵	〃	無	H19. 7. 6	602
〃				有	H26. 3. 28	203
〃	大字三溪字 西岡	西岡（7）	〃	有	H26. 3. 28	203
〃	大字三溪字 西岡	西岡（8）	〃	有	H26. 3. 28	203
〃	大字三溪字 西岡	西岡（9）	〃	有	H26. 3. 28	203
〃	大字三溪字 西岡	西岡（10）	〃	有	H26. 3. 28	203
〃	大字三溪字 定岡	三溪	〃	現在未指定	H19. 7. 6	602
〃	大字中角字 西山、研谷	西山	〃	有	H21. 5. 20	310、311
〃	大字中角字 西山	西山（2）	〃	有	H21. 5. 20	310、311
〃	大字中角字 豊田、東 山、西岡、 中筋、前山	中角	〃	有	H21. 5. 20	310、311
〃	大字中角字 つく田	佃	〃	有	H21. 5. 20	310、311
〃	大字久国字 松の本	松の本	〃	有	H21. 6. 17	362、364
勝浦町	大字棚野字 平野	平野	急傾斜の崩壊	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字棚野字 石倉	石倉	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字久国字 馬場 大字棚野字 広松、桧岡	畑田	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字棚野字 都井谷、高 階、西久 保、前田	都井谷	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字棚野字 仮家、高 階、都井谷	高階	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字棚野字 大谷、中瀬	中瀬	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字久国字 馬場、国光	馬場	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字星谷字 宮原、平間	宮原	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字星谷字 中奥	中奥（1）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字星谷字 中奥	中奥（2）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字星谷字 中奥	中奥（3）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字星谷字 中奥	中奥（4）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字星谷字 野田尾	野田尾	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字星谷字 二ツ森谷	二ツ森谷	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字星谷字 大明神	大明神	〃	有	H22. 6. 17	362、364

〃	大字星谷字大明神、山下	山下	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字生名字山下	山下（２）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字生名字北	野口	〃	無	H22. 6. 17	362
〃	大字生名字北	野口	〃	無	H22. 6. 17	362
〃	大字生名字坊ヶ谷	坊ヶ谷	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字生名字石垣	石垣（１）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字生名字石垣	石垣（２）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字生名字石垣	石垣（３）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字生名字山の神	山の神	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字生名字東	東（１）	〃	有	H22. 6. 17	362、364
〃	大字生名字東	東（２）	〃	有	H22. 6. 17	362、364

（土石流）

所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象	特別警戒区域指定の有無	告示	
					年月日	番号
町	大字・字					
勝浦町	大字三溪	三溪西岡谷	土石流	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字棚野字大谷、中瀬	都井谷谷川	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字棚野字大谷、中瀬	大谷谷川	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字沼江字天川、大原	天川谷支流	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字沼江字西岡	西岡谷	〃	有	H26. 3. 28	202、203
勝浦町	大字沼江字平馬、夫婦松、西岡	夫婦松谷	土石流	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字沼江字山田、夫婦松	山田谷	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字沼江字寺の岡、奥山田	掛谷川	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字沼江字寺の岡、大屋敷、奥山田	大屋敷谷	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字沼江字大原、中山兀山	大原谷	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字沼江字天川	天川谷	〃	有	H26. 3. 28	202、203
〃	大字沼江字山路	尾畠谷	〃	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364

"	大字沼江字山路	今山谷	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字山路	尾島上谷	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字山路	山路谷	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字西谷	今山谷川支流	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字西谷	西谷	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字西谷	西谷	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字今山	ふろの谷	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字今山	寺の谷	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字折字	折字谷	"	無	H19. 7. 6	602
				有	H22. 6. 17	364
"	大字沼江字並松	並松谷	"	有	H21. 5. 20	310, 311
"	大字沼江字黒岩	黒岩谷	"	有	H21. 5. 20	310, 311
"	大字沼江字黒岩	黒岩東谷	"	有	H21. 5. 20	310, 311
"	大字沼江字平間	城ヶ鼻谷	"	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字沼江字しゃしゃぶ谷	しゃしゃぶ谷川	"	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字中角字西山	研谷川支流	"	有	H21. 5. 20	310, 311
"	大字中角字西山	中角谷	"	有	H22. 6. 17	362, 364
勝浦町	大字中角字研谷	中角谷 (2)	"	有	H21. 5. 20	310, 311
"	大字中角字東山	掛谷川支流	"	有	H21. 5. 20	310, 311
"	大字中角字豊田	前山谷	"	有	H21. 5. 20	310, 311
"	大字中角字大藪	研谷川	"	有	H21. 5. 20	310, 311
"	大字生名字平野	坊ヶ谷川支流	"	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字生名字御所	坊ヶ谷川	"	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字生名字石垣	生名谷	"	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字生名字山の神	山の神谷	"	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字生名字東	生名東谷	"	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字星谷字山下	小谷	土石流	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字星谷	猪畜谷	土石流	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字星谷	二ツ森谷	土石流	有	H22. 6. 17	362, 364
"	大字星谷	岩屋谷川	土石流	有	H22. 6. 17	362, 364

(地すべり)

所在地		区域の名称	土砂災害の発生因となる自然現象	特別警戒区域指定の有無	告示	
					年月日	番号
町	大字・字					
勝浦町	大字中角字東山、国清、前山、大藪	中角	地すべり	無	H26. 2. 28	202
勝浦町	大字沼江字大原、夫婦松、平馬、中筋、西岡、西ヶ原	掛谷	地すべり	無	H26. 2. 28	202
勝浦町	大字生名字東、山下、月ノ瀬、太田、神ノ木、山ノ神、坊ヶ谷、大字棚野字大谷	生名	地すべり	無	H26. 2. 28	202

○ 砂防指定地一覧

(令和2年6月9日現在)

町名	溪流名	年月日	告示番号	総面積	指定地 面積の内訳					
					河川敷	国有林	公民有林	道路等	国有地	公民有地
勝浦町	婆羅谷川	S27. 08. 08	1112	0. 7000	0	0	0. 2	0	0	0. 5
〃	神谷川	S27. 12. 20	1489	3. 5000	0	0	1. 4	0	0	2. 1
〃	坂本川	S32. 09. 25	1181	2. 1000	0. 2	0	0. 8	0	0	1. 1
〃	立川谷	S47. 08. 02	1335	29. 6000	11. 1	0	16. 2	0. 4	0	1. 9
〃	生名谷	H23. 05. 23	529	1. 2471						
〃	前山谷	H31. 3. 8	314	1. 8598						
合計	6	箇所		39. 0						

○ 山地に起因する災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区

(令和4年3月31日現在)

	箇所名	所在地		面積(ha)	治山事業実施状況	備考
		町	字			
1	奥立川1	勝浦町	字奥立川	16. 00	未成	平成18
2	奥立川2	〃	字奥立川	27. 00	未成	平成18
3	中立川1	〃	字中立川	33. 00	未成	平成18
4	口立川1	〃	字口立川	9. 00	概成	平成9
5	口立川2	〃	字口立川	6. 00	未成	平成18
6	中立川2	〃	字中立川	2. 00	無	平成4
7	立川	〃	字立川202-56	2. 00	無	昭和60
8	定岡	〃	字定岡	3. 00	無	昭和60
9	婆羅尾	〃	字東婆羅尾	7. 00	無	平成8
10	倉瀬	〃	字倉瀬	2. 00	無	昭和60
	小計			107. 00		

2 崩壊土石流出危険区域

(令和4年3月31日現在)

	箇所名	所在地		面積(ha)		
		町	字			
1	奥立川1	棚野	字奥立川	5.10		
2	狸谷	〃	奥立川60-1	0.60		
3	奥立川2	〃	字奥立川	3.00		
4	上谷	〃	中立川95-1	1.62		
5	口立川1	〃	字口立川	3.00		
6	口立川2	〃	字口立川	4.20		
7	五位の巣谷	〃	口立川25-6	1.95		
8	中小屋西	〃	中瀬9-2-1	0.90		
9	中小屋東	〃	大谷13-2	0.60		
10	六郎山谷	坂本	字ハガシ 37-9	1.68		
11	黄檗	〃	字カキ	0.18		
12	坂本西	〃	字ヤスミイシ	0.45		
13	坂本	〃	日浦134-9	0.36		
14	与川内	三溪	上小川	0.60		
15	沼谷	〃	椎ノ宮	3.00		
16	神谷	〃	神谷193-1	1.20		
17	婆羅尾谷	〃	東婆羅尾	7.20		
18	木尾谷	〃	クラセ21	0.48		
19	星谷	星谷	猪畜谷	22.80		
20	岩屋谷	〃	イナギ6-52	7.02		
21	生名谷	生名	打鉦12-1	3.00		
22	岩船谷	棚野	口立川23-1-2	3.60		
				72.54		

※〔山地災害危険箇所〕とは調査要領に基づき徳島県が山地災害のおそれのある区域を調査し、市町村などを通じて地域の皆さんにお知らせしているものです。位置図については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム」内から閲覧可能です。

<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/> (全て半角小文字)

〔通信関係〕

○ 町防災行政無線設置状況

無線型名及び局設置名称		設置場所	備考
1	固定局		
	ぼうさいかつうらちょうやくば	勝浦町役場構内	
	ぼうさいかくりんじ	生名字鷲ヶ尾14	
2	陸上移動局（基地局）		
	（ぼうさいかつうらちょう）	役場大会議場	企画総務課に子機有
	ぼうさいかつうらちょう1	総務防災課	災害対応時持出用
	ぼうさいかつうらちょう2	総務防災課	災害対応時持出用
	ぼうさいかつうらちょう3	総務防災課	災害対応時持出用
	ぼうさいかつうらちょう4	総務防災課	災害対応時持出用
	ぼうさいかつうらちょう5	総務防災課	災害対応時持出用
	ぼうさいかつうらちょう6	総務防災課	災害対応時持出用
	ぼうさいかつうらちょう7	総務防災課	
	ぼうさいかつうらちょう8	勝浦病院	
	ぼうさいかつうらちょう9	消防団	岡本副団長
	ぼうさいかつうらちょう10	消防団	上田副団長
	ぼうさいかつうらちょう11	消防団	花房副団長
	ぼうさいかつうらちょう12	消防団	大谷団長
	ぼうさいかつうらちょう13	消防団第1分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう14	消防団第2分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう15	消防団第3分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう16	消防団第4分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう17	消防団第5分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう18	消防団第6分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう19	消防団第7分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう20	消防団第8分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう21	消防団第9分団詰所	
	ぼうさいかつうらちょう22	消防団本部機動隊車庫	
	ぼうさいかつうらちょう23		
	ぼうさいかつうらちょう24		
	ぼうさいかつうらちょう25	消防活動車	徳島 880 あ 270
	ぼうさいかつうらちょう26	水防用巡回車	徳島 800 さ 6427
	ぼうさいかつうらちょう27		
	ぼうさいかつうらちょう28		
	ぼうさいかつうらちょう29		
	ぼうさいかつうらちょう30		
	ぼうさいかつうらちょう31		
	ぼうさいかつうらちょう32		
	ぼうさいかつうらちょう33		
	ぼうさいかつうらちょう34		
	ぼうさいかつうらちょう35		
	ぼうさいかつうらちょう36	消防団（本部機動隊）	徳島 800 さ 7274
	ぼうさいかつうらちょう37	消防団（第1分団）	徳島 830 さ 1191
	ぼうさいかつうらちょう38	消防団（第2分団）	徳島 880 せ 1192
	ぼうさいかつうらちょう39	消防団（第3分団）	徳島 830 す 1193
	ぼうさいかつうらちょう40	消防団（第4分団）	徳島 830 さ 1194
	ぼうさいかつうらちょう41	消防団（第5分団）	徳島 830 さ 1195
	ぼうさいかつうらちょう42	消防団（第6分団）	徳島 800 さ 6411
	ぼうさいかつうらちょう43	消防団（第7分団）	徳島 830 さ 1197
	ぼうさいかつうらちょう44	消防団（第8分団）	徳島 880 あ 307
	ぼうさいかつうらちょう45	消防団（第9分団）	徳島 830 す 1199
	ぼうさいかつうらちょう46	救急詰所	

○ 災害時有線電話設置状況

(双方向)

設置場所	電話番号	備考
総務防災課	0885-42-2511	代表電話番号
総務防災課	0885-42-3028	fax 番号
救急隊詰所	0885-42-2500	救急専用番号
勝浦病院	0885-42-2555	病院専用
勝浦中学校	0885-42-2591	代表電話番号
生比奈小学校	0885-42-3004	代表電話番号
横瀬小学校	0885-42-2009	代表電話番号
こすもす保育園	0885-42-3077	
みかん保育園	0885-42-2246	
勝浦会館	0885-42-3305	

○ 福祉避難所

名称	所在地	電話番号
特別擁護老人ホーム 喜楽苑	勝浦町大字棚野字竹国 13-1	(0885) 42-3700 050-3438-8184 (IP)

〔医療等関係〕

○ 町内医療機関一覧

名称	所在地	電話番号
勝浦病院	勝浦町大字棚野字竹国 13-2	(0885) 42-2555 050-3438-7441 (IP) " 42-3343 (FAX)

○ 救急病院等一覧

1 災害拠点病院

地域医療センター

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
南部 I	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6 番地 1	0884-28-7777

2 救急告示医療機関

(1) 中・重傷救急対応医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
南部 I	阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6 番地 1	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石 1 4-1	0884-22-0990
	勝浦病院	勝浦町大字棚野字竹国 13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大林町字北浦 2 1 番地 1	0885-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生 4 0 番地の 1 1	0884-44-6111

(2) 救急救命センター等

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町 1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2 丁目 50 番地の 1	088-631-3111 (代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口 103 番地	0885-32-2555

○ 救援物資集積場所

名称	所在地	電話番号
勝浦町役場	勝浦町大字久国字久保田 3	0885-42-2511 (代) 050-3438-7148 (IP)

[消防・水防関係]

○ 重要水防区域

河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸名	担当水防管理団体の名称	重要水防区域						対策	関係区域			危険な場所の措置		
		場所	延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)	種別		水防対策工法	地区名	戸数(戸)	住民数(人)	担当水防団及び人数(人)	避難場所
勝浦川右岸	勝浦町	中角	400		400		堤防高	積土のう工	中角	151	551	第6分団30	住民福祉センター	401
〃	〃	沼江	250		250		〃	〃	掛谷沼江石原	192	772	第9分団22	子育て交流支援センター石原集会所	158
〃	〃	中角	400		400		堤防高	月の輪工	中角	(151)	(551)	第6分団(30)	住民福祉センター	(401)

○ 町内雨量観測所一覧

観測所名	所在地	観測施設の明細		
		型式	管理者	データ所得箇所
今山	勝浦町沼江字山路33—2	1mm転倒ます型自記雨量計	徳島東部県土整備局	徳島県県土整備部砂防防災課
横瀬	勝浦町大字久国鴻畑地	0.5mm転倒ます型隔測自記雨量計、テレメーター	徳島東部県土整備局	徳島県県土整備部河川整備課
太郎山	勝浦町大字坂本字旭	1mm転倒ます型自記雨量計	徳島東部県土整備局	徳島県県土整備部砂防防災課

○ 備蓄資器材保有状況

設置場所	河川名	照明器具	鎌	スコップ	ツルハシ	布袋類
坂本 第1分団	坂本川	2	2	3	1	50
三溪 第2分団	〃	2	2	3	1	50
三溪 第3分団	〃	2	1	3	1	50
三溪 第4分団	婆羅尾谷川	2	1	3	1	50
棚野 第5分団	勝浦川	2	1	3	1	50
沼江 第6分団	〃	2	1	3	1	50
生名 第7分団	〃	2	1	3	1	50
星谷 第8分団	〃	2	1	3	1	50
沼江 第9分団	〃	2	1	3	1	50
久国 本部機動隊		2	10	20	5	50

○ 水防上重要な樋門

河川名	樋門名	所在地		門扉形状		機能		管理者	操作人
		町	字	寸法 縦・横(m)	連数	何製扉	何式		
生名谷川	中角 馬越樋門	勝浦町	中角	1.20*6.70	1	鋼製	手動 スト ピ ン ド ル	勝浦町	中角区防 災隊 中角区長

○ 消防施設等の状況

(平成27年4月1日現在)

指揮車	普通ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	消防水利					
			防火水槽 (公認)		その他		消火栓	
			40m ³ 以上	20~40m ³ 未満	河川・ 溝等	濠・池	口径 65mm	口径 40mm
1	3	7	76	1	7	8	122	51

○ 要配慮者利用施設等一覧

(令和3年3月現在)

施設名	住所	洪水	土砂災害
国民健康保険勝浦病院	勝浦町大字棚野字鴻畑 13-2	区域内	区域外
デイサービスセンターコスモス	勝浦町大字棚野字鴻畑 13-2	区域内	区域外
特別養護老人ホーム喜楽苑	勝浦町大字棚野字竹国 13-1	区域内	区域外
こすもす保育園	勝浦町大字中角字豊田 29	区域内	区域外
ちやいるどクラブ	勝浦町大字中角字豊田 1	区域内	区域外
大井歯科クリニック	勝浦町大字久国字屋原 37-2	区域内	区域外
デイサービスセンターオレンジ荘	勝浦町大字棚野字竹国 13-1	区域内	区域外
デイサービスセンター清流苑	勝浦町大字棚野字竹国 13-1	区域内	区域外
グループホームあゆの里	勝浦町大字棚野字竹国 13-1	区域内	区域外
生きがいデイサービスセンターみかんの郷	勝浦町大字棚野字竹国 13-1	区域内	区域外
中田歯科医院	勝浦町大字三溪字檜渕 71-6	区域内	区域内
たけのこクラブ	勝浦町大字三溪字上川原 13-2	区域内	区域外
みかん保育園	勝浦町大字三溪字上川原 28-1	区域内	区域外
生比奈小学校	勝浦町大字中角字豊田 1-1	区域内	区域内
横瀬小学校	勝浦町大字三溪字上川原 13-2	区域内	区域外
勝浦中学校	勝浦町大字久国字久保田 45-1	区域内	区域外
小松島西高校勝浦校	勝浦町大字久国字久保田 1	区域内	区域外

※ 要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が日頃から利用する施設のことであり、避難施設の名称ではない。

○ 勝浦町消防団の構成

(平成30年6月現在)

本分団名	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計	担当地区
本団	1	3					4	全町
第1分団			1	1	1	27	30	坂本
第2分団			1	1	1	19	22	与川内
第3分団			1	1	1	27	30	横瀬
第4分団			1	1	1	19	22	中山
第5分団			1	1	2	20	24	棚野、久国、立川
第6分団			1	1	3	25	30	中角、今山、山西
第7分団			1	1	1	19	22	生名
第8分団			1	1	2	20	24	星谷、黒岩
第9分団			1	1	2	18	22	沼江、石原、掛谷
本部機動隊			1 (隊長)	1 (副隊長)	1	7	10	全町
本部機動隊 分隊(救急)			1 (隊長)			6	7	
計	1	3	11	10	15	207	247	—

[輸送・道路等関係]

○ 町内緊急輸送路

区分	路線名	区間
第2次緊急輸送道路	徳島上那賀線	勝浦町内全線
第3次緊急輸送道路	阿南勝浦線	勝浦町内全線

○ 災害対策用ヘリコプター降着場適地

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複
勝浦町星谷運動公園	勝浦町大字星谷字石田19-1	町長	0885-42-2511	大	重複
勝浦病院	勝浦町大字棚野字鴻畑13-2	町長	同上	小	-

○ 町有車両一覧
(町内車両)

所管課	用途	登録番号	車名
住民課	軽貨物車	徳島か480-510	三菱
住民課	軽貨物車	徳島480せ287	三菱
教育委員会	軽貨物車	徳島き480-5016	三菱
教育委員会	普通貨物車	徳島さ100-8181	イズ
福祉課	軽貨物車	徳島い480-3437	ダイハツ
福祉課	軽貨物車	徳島い480-3467	ダイハツ
福祉課	軽貨物車	徳島く480-875	スズキエブリ
福祉課	軽乗用車	徳島く580-6874	スズキ
農業振興課	小型貨物車	徳島そ400-9427	ニッサンバネット
農業振興課	小型乗用車	徳島ち580-1080	ダイハツテリオスキッド
農業振興課	軽乗用車	徳島め500-4210	スズキジムニーシエラ
総務防災課	小型特殊自動車	徳島あ883-2500	三菱ミニキャブ
総務防災課	特殊自動車	徳島す830-2500	トヨタ
総務防災課	特殊自動車	徳島さ800-6427	ダイハツ
総務防災課	特殊自動車	徳島あ880-270	ニッサン

総務防災課	消防自動車	徳島さ 800-7274	日野
総務防災課	消防自動車	徳島さ 830-1191	トヨタ
総務防災課	消防自動車	徳島せ 880-1192	トヨタ
総務防災課	消防自動車	徳島す 830-1193	いすゞ
総務防災課	消防自動車	徳島さ 830-1194	トヨタ
総務防災課	消防自動車	徳島さ 830-1195	いすゞ
総務防災課	消防自動車	徳島さ 800-6411	日野
総務防災課	消防自動車	徳島さ 830-1197	トヨタ
総務防災課	消防自動車	徳島あ 880-307	スバル
総務防災課	消防自動車	徳島す 830-1199	トヨタ
出納室	小型乗用車	徳島に 300-7899	トヨタプリウス
出納室	小型乗用車	徳島も 500-2526	ホンダフィット
出納室	普通乗用車	徳島に 300-2247	トヨタハイエース
出納室	軽乗用車	徳島ま 580-144	三菱
上下水道課	小型貨物車	徳島そ 400-335	トヨタプロボックスバン
建設課	軽乗用車	徳島こ 480-2584	トヨタピクシスバン
建設課	軽乗用車	徳島す 480-3873	スズキエブリイ
建設課	小型貨物車	徳島 400 た 1262	ニッサン
企画交流課	軽乗用車	徳島せ 580-1238	三菱パジェロミニ
企画交流課	軽乗用車	徳島く 480-6481	ダイハツハイゼット
勝浦町病院	小型乗用車	徳島つ 530-2555	トヨタイスト
勝浦町病院	四輪乗用車	徳島の 580-5205	ホンダNBOX
勝浦町病院	小型乗用車	徳島め 500-9679	トヨタシエンタ
勝浦町病院	四輪乗用車	徳島け 583-2555	スズキワゴンR

〈貸与車両〉

用途	所管課	登録番号	車名
軽貨物車	社会福祉協議会	徳島も 40-3258	三菱
普通乗用車	勝寿会	徳島 58 つ-727	

〃	〃	徳島 300 め-1730	ニッサン
〃	〃	徳島 300 め-1729	ニッサン
特殊	〃	徳島 88 な-7051	
普通乗合車	〃	徳島 200 さ-657	トヨタ
普通乗合車	ふれあいの里さかもと	徳島 22 ゆ 01-78	三菱

○ 主要道路交通途絶予想箇所

(平成25年1月1日)

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長 km	迂回路
徳島	主要地方道 徳島上那賀線	冠水	勝浦町沼江①	0.2	—
			〃 ②	0.2	

○ 荷重制限橋りょうの状況 (橋長15m以上)

(平成26年4月1日現在)

橋梁名	路線名	箇所	橋長(m)	有効幅員 (m)	荷重制限 (t)
東橋	町道生名中央線	生名字山ノ神	16	3.5	16

○ 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○ 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

[条例・協定等関係]

○徳島県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずるこ

とができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

(1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2

号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

(1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。

(2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

署名 略

○消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は消防組織法第21条の規定に基づき勝浦町（以下「甲」という。）と上勝町（以下「乙」という。）との消防相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災又はその他の災害が発生した場合、甲、乙相互の消防力を活用して、火災又は災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援の区分)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げ

る区分によって、消防隊、その他必要な人員機械資材（以下「応援隊」という。）を相互に出動させ、応援活動させるものとする。

(1) 普通応援は、甲、乙の隣接区域で火災並びに災害が発生した場合、甲、乙の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援は、甲、乙の管内に大規模な火災並びに災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、甲、乙の要請又は、応援側の状況判断により出動する応援。

(応援隊の派遣)

第4条 応援隊の派遣は、次の各号により直ちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として2団（消防ポンプ自動車又は、小型動力ポンプ付積載車2台）とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。また、火災発生を覚知した場合に自動的に出動が行われるものであるが、甲、乙両者は相互に火災の状況を通報しあうものとする。

(2) 特別応援は要請を受けた甲、乙が要請の内容及び保有消防力等を検討のうえ応援隊の規模を決定するものとするが、概ね50名程度とする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は原則として災害現場本部の当該長又は、その代理者の指揮に従うものとする。ただし、災害の状況その他やむ得ない事情があるときは応援隊の長の指揮によるものとする。

(活動報告)

第6条 応援隊の長は、その活動について、速やかに現場本部の長に報告するものとする。

(訓練等)

第7条 この協定を円滑に実施するため、随時訓練を行うことができる。

(応援に要した費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担するもの。

① 応援出動によって消費した燃料等の費用

② 応援出動によって支払われる消防団員の諸手当等

③ 応援出動によって消防団員が災害を受けた場合の災害補償費

④ 応援出動によって物損事故が発生した場合の損害補償費

(2) 被応援側が負担するもの。

① 応援出動が長時間にわたる場合の炊き出し等の費用

(協定の運用)

第9条 この協定の運用について定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙両者協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年8月1日から実施する。この協定の締結を証するため、本書2通作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成8年8月1日

甲 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

勝浦町長

川 口 幸 一

乙 勝浦郡上勝町字福原字下横峯3番地の1

上勝町長

山 田 良 男

○消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は消防組織法第21条の規定に基づき勝浦町（以下「甲」という。）と佐那河内村（以下「乙」という。）との消防相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災又はその他の災害が発生した場合、甲、乙相互の消防力を活用して、火災又は災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援の区分)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる区分によって、消防隊、その他必要な人員機械資材（以下「応援隊」という。）を相互に出動させ、応援活動させるものとする。

(1) 普通応援は、甲、乙の隣接区域で火災並びに災害が発生した場合、甲、乙の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援は、甲、乙の管内に大規模な火災並びに災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、甲、乙の要請又は、応援側の状況判断により出動する応援。

(応援隊の派遣)

第4条 応援隊の派遣は、次の各号により直ちに行うものとする。

(1) 普通応援は、原則として2団（消防ポンプ自動車又は、小型動力ポンプ付積載車2台）とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。また、火災発生を覚知した場合に自動的に出動が行われるものであるが、甲、乙両者は相互に火災の状況を通報しあうものとする。

(2) 特別応援は要請を受けた甲、乙が要請の内容及び保有消防力等を検討のうえ応援隊の規模を決定するものとするが、概ね50名程度とする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は原則として災害現場本部の当該長又は、その代理者の指揮に従うものとする。ただし、災害の状況その他やむを得ない事情があるときは応援隊の長の指揮によるものとする。

(活動報告)

第6条 応援隊の長は、その活動について、速やかに現場本部の長に報告するものとする。

(訓練等)

第7条 この協定を円滑に実施するため、随時訓練を行うことができる。

(応援に要した費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担するもの。

① 応援出動によって消費した燃料等の費用

② 応援出動によって支払われる消防団員の諸手当等

③ 応援出動によって消防団員が災害を受けた場合の災害補償費

④ 応援出動によって物損事故が発生した場合の損害補償費

(2) 被応援側が負担するもの。

① 応援出動が長時間にわたる場合の炊き出し等の費用

(協定の運用)

第9条 この協定の運用について定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙両者協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成9年7月1日

甲 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

勝浦町長

川 口 幸 一

乙 名東郡佐那河内村下字中辺71—1

佐那河内村長

楠 崇 宏

○全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、全国勝浦ネットワークで結ばれている市町（以下「関係市町」という。）において災害が発生し、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づく市町相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 関係市町は、あらかじめ市町ごとに連絡窓口を定めておき、災害が発生した場合、速やかに必要な情報を相互に連絡できる体制をとるものとする。

(応援の内容)

3 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 物資等の提供

- ア 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(2) 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣

(3) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(応援の要請)

第4条 被災市町の市町長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、関係市町に対して応援の要請を行うものとする。

(1) 被害の状況

(2) 第3条第1号ア、イに掲げるものの品名及び数量

(3) 第3条第1号ウに掲げるものの種別及び台数

(4) 第3条第2号に掲げるものの職種別人員

(5) 応援の場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 被災市町の市町長から応援要請があった場合は、速やかに関係市町間の連絡調整を行い、応援を実施するものとする。

2 応援を実施する市町は、応援内容を県に報告する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町が負担する。

- 2 応援を受けた被災市町が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町から要請があった場合は、応援を行った市町は、当該経費を繰り替え支弁するものとする。
- 3 第3条第2項の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った市町が負担する。
- 4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を要請した被災市町の負担とし、被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援を行った市町の負担とする。
- 5 前各号により難い場合については、応援を要請した被災市町と応援を行った市町とがその都度協議して定めるものとする。

（自主的な応援）

第7条 被災市町との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、関係市町は、自主的に職員を派遣し、被災市町の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の応援については、被災市町の市町長から応援要請があったものとみなす。この場合において、被災市町の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず、自主的に職員を派遣した市町の負担とする。
- 3 第1項の自主的に職員の派遣及び応援を行った関係市町は、収集した情報及び応援内容を関係市町に連絡し、また、県に報告するものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項については、関係市町が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成17年11月10日から施行する。
- 2 この協定の締結を証し、関係市町長がそれぞれ記名押印のうえ、各一通を保管する。

平成17年11月10日

勝 浦 町 長	川 口 幸 一
勝 浦 市 長	藤 平 輝 夫
那智勝浦町長	中 村 詔 二 郎

○全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、全国勝浦ネットワーク災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条の連絡窓口は、関係各市町の地域防災計画に定めるものとする。

(応援の要求の手続き)

第3条 協定第4条の応援の要請は電話で行い、事後速やかに文書により手続きを行うものとする。

(応援経費の負担)

第4条 協定第6条第1項の応援を受けた被災市町が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の範囲内の額

(2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料

(3) 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料

(4) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 協定第3条第3号、第4号については、その実施に要した経費

2 協定第6条第2項の規定により市町が応援に要した経費を繰り替え支弁した場合には、市町長は関係書類を添え、当該経費の額を応援を要求した市町に請求するものとする。

(応援時の責務)

第5条 応援を行う市町は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(情報等の交換)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災計画の改定の都度、参考資料等を相互に交換するものとする。

附 則

1 この実施細目は、平成17年11月10日から施行する。

2 この実施細目の締結を証し、関係市町長がそれぞれ記名押印のうえ、各一通を保管する。

平成17年11月10日

勝 浦 市 長 藤 平 輝 夫

那智勝浦町長 中 村 詔 二 郎

勝 浦 町 長 川 口 幸 一

○徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書
(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模な災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的として、徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町（以下「協定市町村」という。）が相互に協力して被災した協定市町村（以下「被災協定市町村」という。）に対し、物資、労力等の応援を行うことについて定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者の救出
- (4) 救護活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

2 前条の規定にかかわらず、被災協定市町村以外の協定市町村は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災協定市町村の負担とする。

2 被災協定市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災協定市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村が支弁し、応援終了後、被災協定市町村に請求するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、各協定市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書12通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年8月10日

徳島市

神山町

上記代表者 徳島市長 原 秀樹

上記代表者 神山町長 後藤 正和

小松島市

松茂町

上記代表者 小松島市長 稲田 米昭

上記代表者 松茂町長 広瀬 憲発

勝浦町

北島町

上記代表者 勝浦町長 中田 丑五郎

上記代表者 北島町長 山田 昌弘

上勝町

藍住町

上記代表者 上勝町長 笠松 和市

上記代表者 藍住町長 石川 智能

佐那河内村

板野町

上記代表者 佐那河内村長 松尾 肇

上記代表者 板野町長 中島 勝

石井町

上板町

上記代表者 石井町長 河野 俊明

上記代表者 上板町長 松尾 國玄

○徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定実施細目
(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成19年 月 日付けで締結した徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)に基づき、協定市町村において協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第2条第1号から第4号までに掲げる応援に関する経費のうち、次に掲げる経費は、被災協定市町村が負担するものとし、その他の経費は応援する協定市町村(以下「応援協定市町村」という。)が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号から第3号までに掲げる応援に要する経費中購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第4号に掲げる応援に要する経費中借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の経費

2 協定第2条第7号に掲げる応援(以下「応援業務」という。)に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災協定市町村が負担する経費の額は、応援業務に従事する職員(以下「応援職員」という。)について、応援協定市町村の職員に関する法令の規定により算出した経費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援協定市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災協定市町村が、被災協定市町村への往復の途中において生じたもの又は応援業務の従事中であっても、応援職員の故意若しくは重大な過失によって生じたものについては応援協定市町村が賠償の責めを負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災協定市町村と応援協定市町村との間で協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援協定市町村の市町村長名による請求書(関係書類添付)により、連絡担当課を経由して被災協定市町村の市町村長に対し行うものとする。

(応援職員の義務)

第4条 応援職員は、応援協定市町村名を表示した腕章等を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な食糧、被服等を携行するものとする。

(補則)

第5条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この実施細目を証するため、本書12通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年8月10日

徳島市

神山町

上記代表者 徳島市長 原 秀樹
上記代表者 神山町長 後藤 正和

小松島市

松茂町

上記代表者 小松島市長 稲田 米昭
上記代表者 松茂町長 広瀬 憲発

勝浦町

北島町

上記代表者 勝浦町長 中田 丑五郎
上記代表者 北島町長 山田 昌弘

上勝町

藍住町

上記代表者 上勝町長 笠松 和市
上記代表者 藍住町長 石川 智能

佐那河内村

板野町

上記代表者 佐那河内村長 松尾 肇
上記代表者 板野町長 中島 勝

石井町

上板町

上記代表者 石井町長 河野 俊明
上記代表者 上板町長 松尾 國玄

○災害・事故等時の医療救護に関する協定書

勝浦町（以下「甲」という。）と小松島市医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、勝浦町地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救援活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救援活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、勝浦町地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が支持する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 疾病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- (7) その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第8条 医療救助所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、勝浦町地域防災計画に基づき勝浦町が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、乙に対し必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債権者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了の翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年7月1日

甲 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3
勝浦町長 中 田 丑 五 郎
乙 小松島市江田町字大江田44-1
小松島市医師会
会 長 矢 野 勇 人

○徳島県消防防災ヘリコプター応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

災害の種別及び被害の状況

災害の発生日時及び場所

災害現場の気象状況

災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

応援に要する資機材の品目及び数量等

その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により、第4条第1項各号に定める活動（以下「消防活動」という。）を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、徳島県市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条に規定する応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、徳島県（以下「県」という。）が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書60通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

署名 略

○徳島県消防防災ヘリコプター緊急運行要領

(抜粋)

(緊急運航の要件)

第3条 緊急運航は原則として、管理要綱第17条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(緊急運航の基準)

第4条 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 救急活動

ア 傷病者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できるとき。

イ 医師及び医療機材等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うための医師、機材等を搬送する必要があると認められるとき。

ウ 傷病者の転院搬送

緊急に高度医療機関へ転院を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できるとき。

エ その他救急活動上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(2) 救助活動

ア 水難事故、山岳事故等の捜索、救助

水難事故、山岳事故等における捜索、救助を行う場合で、現地の消防力だけでは対応できないと認められるとき。

イ 中高層建築物火災等の救助

中高層建築物火災等において、地上からの救助が困難で、屋上からの救助が必要と認められるとき。

ウ 孤立した被災者等の救出

山崩れ等災害により孤立し、緊急に救出が必要と認められるとき。

エ 大規模事故での救助

高速道路等での大規模事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められるとき。

オ その他救助活動上、特に消防防災ヘリ

コプターによる活動が有効と認められるとき。

(3) 災害応急活動

ア 被災状況等の調査及び情報の収集等

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故における状況の調査、情報の収集等を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められるとき。

イ 生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

孤立した被災地等への食料、衣料その他の生活必需品、復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を搬送する必要があると認められるとき。

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報

災害に関する情報及び避難勧告・指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき。

エ その他災害応急対策上、特に消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(4) 火災防御活動

ア 林野火災等の消火

地上からの消火活動のみでは消火が困難で、空中からの消火が有効と認められるとき。

イ 消防隊員及び消火資機材等の搬送

大規模林野火災等において、消防隊員及び消火資機材等の搬送手段がないとき、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効であると認められるとき。

ウ 被害状況等の調査及び情報の収集等

大規模林野火災等における被害状況の把握、情報の収集等を行う必要があると認められるとき。

エ 避難誘導等の広報

大規模林野火災等において、住民等の避難誘導等を行う必要がある場合に、空中からの広報が有効であると認められるとき。

オ その他火災防御活動上、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(5) 広域災害応援対策

他府県等との災害応援協定等に基づき応援要請があり、出動する必要があると認められるとき。

(緊急運航の要請)

第5条 緊急運航を要請できる者は、市町村長、消防長及びその他運航管理責任者（消防防災安全課長）が適当と認めた者（以下「緊急運航の要請者」という。）とする。

2 緊急運航の要請は、運航管理者（消防防災航空隊事務所長）に行うものとする。

3 前項の要請は、電話にて速報の後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ等を用いて行うものとする。

4 運航管理者は、緊急を要し、緊急運航の要請者の要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たないで、緊急運航をすることができる。

(受け入れ体制の整備)

第6条 緊急運航の要請者は、消防防災航空隊事務所と密接な連絡を取るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

様式第1号（第5条関係）

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日、時 分		受信者
1 要請機関名	(電話)		発信者
2 災害の種類	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防衛 (5) 広域応援		
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助、搬送(種類、数量)、 その他()		
4 発生場所及び発生時刻	(発生場所)	市町村	
	目 標	(目標が明確となる、地図を添付のこと)	
	離着陸場	(発生時刻) 年 月 日、時 分頃	
5 現地の気象条件	天気	風向	風速 m/s、気温 °C、 視界 m、気象警報等 (警報・注意報)
6 現場指揮者	所属・職・氏名		
7 現場との連絡手段	無線種別(全国波 県波 市町村波)、 現場指揮本部・呼出名(コールサイン)		
8 要請を必要とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。		
9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名	年齢等 歳、男・女
		氏名	年齢等 歳、男・女
	症 状		
着陸場所の目標	出勤先	所在地及び目標	
	搬送先	所在地及び目標	
同乗者の氏名	医 師		関係者
	看護婦		
病院への搬送方法	救急車の手配		病院の手配
受入病院	所在地		
	名称		連絡先 (電話)
	搬送先の消防本部の担当者職・氏名	消防本部(局)	職 (電話)
10 必要資機材			
11 他航空機への要請状況	無、 有：要請機関名 要請機名 (機)		
12 その他必要事項			

※以下の事項は、消防防災航空隊で出勤の可否を決定後、連絡します。

1 使用無様等	無様種別 (全国波 県波 その他) 。
	現場指揮本部 (車) ・呼出名 (コールサイン) 。
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分。
3 活動予定時間	時間 分。
4 燃料の確保	手配必要・手配不要、燃料の量 リットル (ドラム缶 本) 。
5 その他必要事項	。

消防防災ヘリコプター「うずしお」の運航体制について (お知らせ)

平成11年8月25日
徳島県消防防災航空隊事務所

消防防災航空隊事務所では、消防防災ヘリコプター「うずしお」の運航について、土曜・日曜、祝日等にかかわらず、次のとおり365日運航体制を確立しております。

林野火災、救急・救助活動など「うずしお」の緊急運航が必要な場合は、消防防災航空隊事務所へ御連絡ください。

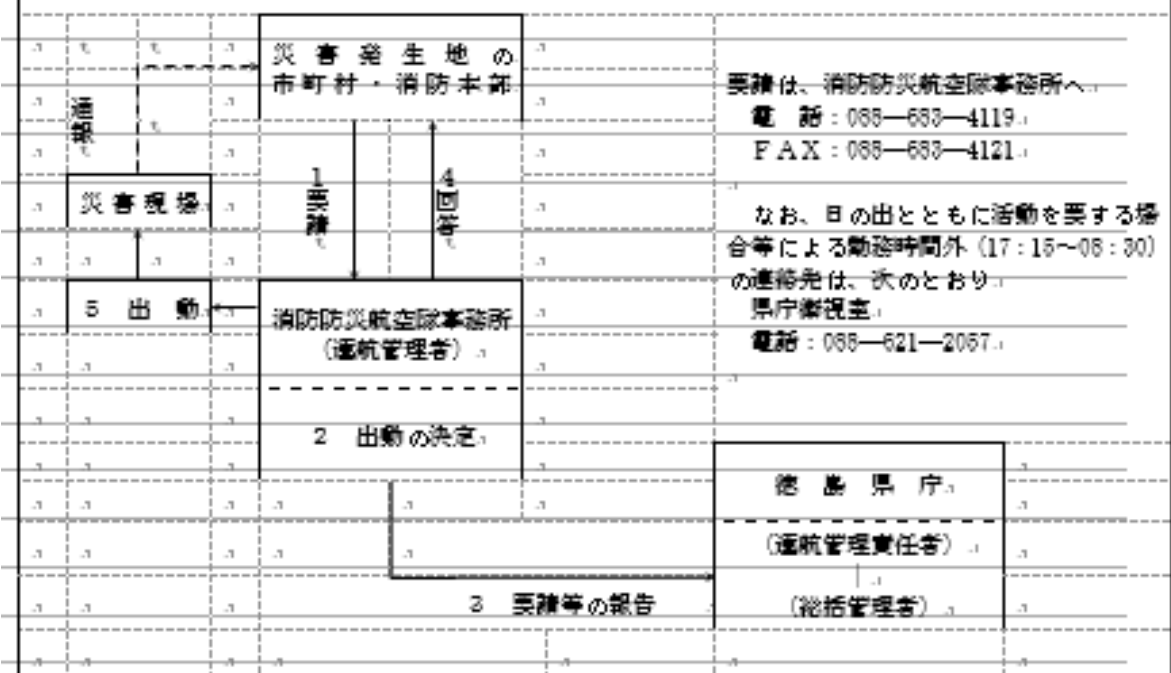
1 運航体制

- ・運航日 毎日 (年間365日) 。
- ・運航時間 午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、緊急運航の場合は、「日の出から日没まで」運航します。

(注) ヘリの整備点検中 (その都度、通知) は、運航できません。

2 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



○災害時における支援協力に関する協定書

勝浦町（以下「甲」という。）、一般社団法人 かつうら国土と未来振興協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（山林火災等）（以下「災害時」という。）において、無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下、併せて「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（協定の遵守）

第2条 乙は、この協定の趣旨を職員に周知徹底するとともに、遵守させるよう努めなければならない。

（緊急時の協力要請）

第3条 甲は、災害時に情報収集等のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず要請することとし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（内容）

第4条 甲が乙に協力支援を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- (2) 災害地図作成等の災害支援に関すること
- (3) その他必要な事項については、甲及び乙の協議の上決定すること

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動するとき、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2号）により甲の定める期限までに報告を行う。

（映像等の所有権等）

第6条 本協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

（費用負担）

第7条 第3条の規定に基づき要した経費は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度甲乙が協議してこれを定めるものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、乙の職員が、支援上知り得た甲又は第三者の秘密を洩らさないようにしなければならない。支援終了後もまた同様とする。

（平常時の準備）

第9条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の職員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における体制を整備するものとする。

（災害の補償）

第10条 この協定に基づき実施した協力に伴って、乙の職員及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては勝浦町担当課長とし、乙においては担当部長とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日とする。

ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、この協定は更新されたものとし、以降も同様とする。

(変更及び解除)

第13条 甲、乙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができる。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田
3番地

勝浦町長 野上 武典

乙 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字西岡2
9-1

一般社団法人 かつうら国土と未来振
興協会

代表理事 大西 一司

(様式第1号)
令和 年 月 日

一般社団法人 かつうら国土と未来振興協会
代表理事 大西 一司 様

勝浦町長 野上 武典

要請書

標題について「災害時における支援協力に関する協定」に基づき下記のとおり協力を要請する。

要請番号	
災害の状況	
要請内容	
協力を要請する日時等	(日時) (場所) (期間)
現場・連絡責任者	(部署) (氏名) (電話番号) (防災無線呼称等)
その他	
備考	

(様式第2号)
令和 年 月 日

勝浦町長 野上 武典 様
一般社団法人 かつうら
国土と未来振興協会
代表理事 大西 一司

報告書

標題について「災害時における支援協力に関する協定」に基づく要請番号（ ）による支援協力が完了したので報告する。

要請番号		
従事内容		
従事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
従事人数等	従事延日数	従事延人数
その他		
備考		

○勝浦町防災会議条例

昭和38年2月25日

条例第2号

改正 平成12年3月31日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、勝浦町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 勝浦町地域の防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 徳島県の知事の部内のうちから町長が任命する者
 - (3) 徳島県の警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者のうち町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ3人、3人、1人、4人、4人及び2人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることがある。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 12 年 3 月 31 日条例第 24 号）
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 27 年 3 月 26 日条例第 13 号）
この条例は、公布の日から施行する。

○勝浦町災害対策本部条例

昭和38年2月25日

条例第4号

改正 平成24年9月25日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、勝浦町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成24年6月27日から適用する。

〔その他〕

○ 町内指定文化財一覧

指定区分	文化財区分	名称	数量	所在地	摘要
国	絵画	絹本着色釈迦三尊画像	1	勝浦町大字生名鶴林寺	S15. 6. 7 重要美術品
〃	彫刻	木造地藏菩薩立像	1	〃	M44. 8. 9 重要文化財
〃	無形文化財	阿波人形浄瑠璃	1	保護団体(財)阿波人形浄瑠璃振興会 勝浦町他6市町村※	S11. 12. 21 重要無形民俗文化財
県	絵画	絹本着色地藏来迎図	1	勝浦町大字生名鶴林寺	S43. 6. 7 県指定文化財
〃	建造物	鶴林寺三重塔	1	〃	S27. 6. 25 指定
〃	史跡	鶴林寺丁石	11	〃 参道	S33. 11. 25 指定
〃	彫刻	木造聖観音坐像	1	勝浦町大字沼江善入寺	S53. 3. 14 指定
〃	〃	木造十一面観音立像	1	勝浦町大字中角観音寺	S54. 11. 24 指定
〃	書跡	版本大般若経	600帖	勝浦町大字三溪妙音寺	S53. 3. 14 指定
〃	天然記念物	シルリア紀石灰岩の母岩		勝浦町大字棚野	S28. 1. 13 指定
指定区分	文化財区分	名称	数量	所在地	摘要
〃	〃	オハツキイチョウ	1	勝浦町大字坂本	S32. 1. 16 指定
〃	彫刻	薬師如来座像	1	勝浦町大字坂本長福寺	S51. 5. 24 町指定文化財
〃	〃	聖観音座像	1	〃	S8. 4. 26 県指定文化財
〃	〃	地藏半跏像	1	〃	〃
町	美術工芸品	行道面、舞楽面	8	勝浦町大字星谷大宮八幡神社	S51. 5. 24 指定
〃	建造物	鶴林寺本堂	1	勝浦町大字生名鶴林寺	S53. 7. 10 指定

〃	書跡	鶴林寺千沸名 経	3 卷	〃	〃
〃	無形文化財	木造人形芝居 勝浦座			S 49. 9. 30 町無形文化財
〃	建造物	今山の農村舞 台	1 棟	勝浦町大字 沼江字山路 191	H15. 1. 20 町有形文化財

(※他 6 市町村……徳島市、鳴門市、阿南市、勝浦町、神山町、木沢村、松茂町)

○ 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

(令和3年6月18日現在)

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
避難所	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	設置、維持及び管理のための措置 1 賃金職員等雇上費 2 消耗器材費 3 建物の使用謝金 4 器物の使用謝金、借上費又は購入費 5 光熱水費 6 仮設便所等の設置費 7 衛生管理費	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り330円以内(加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 ※救助を開始した日から、別に定める日までの期間	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等の雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力で住宅を確保することができない者に建設し供与するもの、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの、又はその他適切な方法により供与するもの	設置にかかる原材料費、附帯工事、労務費、輸送費、建築事務費	●建設型応急住宅 1 規模 地域の実情、世帯構成に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。50戸未満の場合でも個数に応じた小規模な施設を設置できる。 ●賃貸型応急住宅 1 規模 上記に準ずる。	●建設型応急住宅 災害発生の日から20日以内に着工し速やかに設置 ●賃貸型応急住宅 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ提供	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 4 賃貸型応急住宅の借り上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとする。
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、雑貨費(器物の使用謝金、消耗品の購入費)	1 1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のため水であること。)	1 水の購入費 2 給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 ※但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上。

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	被害者の実情に応じ 1 被服、寝具及び身のまわり品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下表金額の範囲内		災害発生の日から10日以内 ※但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
			区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	備考	
			全壊・全焼流失	夏	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円	4月～9月
				冬	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円	10月～3月
			半壊・半焼床上浸水	夏	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円	4月～9月
冬	10,000円	13,000円		18,400円	21,900円	27,600円	3,600円	10月～3月			
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診察所への収容 5 看護	1 救護班(原則とする)使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内		1 患者等の移送費は別途計上。					
助産	災害発生の日以前、又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	助産の範囲 1 分娩の介助 2 分娩の前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	1 救護班による場合使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内		妊婦等の移送費は別途計上。					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	舟艇その他の救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等。	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費等は別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)、準半壊し、自らの資力により応急修理をすることができない	修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費等	1 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 ●下記に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 ●半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	3ヶ月以内(特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヶ月以内)		各世帯ごとに限度額以内					

	者（世帯単位） 2 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者		300,000 円		
学用品の 給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学生生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）	1 教科書（教材を含む） 2 文房具 3 通学用品	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品又は次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺（附属品を含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費） 3 骨つば及び骨箱	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると推定される者	捜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 死体の洗浄、縫合、消毒の処置 2 死体の一時保存 3 死体の検索	（洗浄、消毒等） ・ 1 体当たり 3,500 円以内 （一時保存） ・ 既存建物 通常の実費 ・ 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 （検案） ・ 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検索は原則として救護班によるものとする。 2 輸送費、人件費は別途計上。 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合においては、当該地域における通常の実費を加算することができる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的	除去に必要な機械器具等の借上費、又は購入費、輸送費及び賃金	1 世帯当たり平均が 137,900 円以内とする。	災害発生の日から 10 日以内	

	に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもっては、当該障害物を除去することができない者	職員等雇上費等			
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索及び処理 6 救済用物資の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	医師及び歯科医師 薬剤師 保健師、助産師、(准)看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 土木技術者及び建築技術者 大工、左官及びとび職	<ul style="list-style-type: none"> ●日当 常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 ●時間外勤務手当 職種ごとに、日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮し算定した額以内 ●旅費 職種ごとに、日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内 	救助の実施が認められる期間内	